

公立大学法人兵庫県立大学業務方法書（案）

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び公立大学法人兵庫県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成25年兵庫県規則第20号)第2条の規定に基づき、公立大学法人兵庫県立大学(以下「法人」という。)の行う業務執行の基本的事項を定め、その業務の適正な執行に資することを目的とする。

（業務執行の基本方針）

第2条 法人は、業務を執行するに当たり、設立団体と緊密な連携を図るとともに、必要なものについては設立団体の意見を聴きながら、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な執行に努めるものとする。

（業務の委託）

第3条 法人は、公立大学法人兵庫県立大学定款第21条に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合には、業務の一部を委託することができる。

（委託契約）

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

（競争入札その他契約に関する基本事項）

第5条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争入札に付し又は随意契約によることができるものとする。

（外部資金の受入）

第6条 法人は、業務の遂行に資するため、寄付金その他の外部資金を受け入れることができるものとする。

(施設等の貸付)

第7条 法人は、業務に支障がない場合には、法人の施設及び設備を法人以外の者に貸し付けることができるものとする。

(補則)

第8条 法人の業務に関し必要な事項については、この業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、兵庫県知事の認可の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

公立大学法人兵庫県立大学役員報酬等の支給基準について

1 役員報酬等の支給基準

国及び地方公共団体の職員の給与、他の公立大学法人の役員報酬等を考慮して基準を定めることとしている。(法第48条)

2 公立大学法人兵庫県立大学の役員報酬の支給基準

(1) 理事長

給料月額 1,129,000 円
(現行の学長と同額。国家公務員指定職俸給表7号俸)

(2) 副理事長

給料月額 912,000 円
(現行の副学長(学長職務代理である者)と同額。国家公務員指定職俸給表4号俸)

(3) 理事

常勤

給料月額 720,000 円から 912,000 円までの範囲内で理事長が定める額
(国家公務員指定職俸給表1号俸から4号俸の範囲内)

ただし、現に県職員であったものが、引き続き理事となった場合は、退職時の兵庫県職員としての給料月額を基礎とし、理事長が別に定める額(他の理事より低額となる)

非常勤

役員手当 日額 40,000 円(他大学を参考に決定)

(4) 監事(非常勤)

役員手当 日額 40,000 円(他大学を参考に決定)
又は月額 220,000 円(県住宅供給公社、土地開発公社等の監事の報酬を参考に決定)

2 常勤の役員に支給する手当

地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び賞与

3 常勤の役員の減額措置

県の給与減額措置に準じ、給料の7%減額等を行う

4 退職手当

退職の日における報酬月額に在勤期間に応じた割合を乗じて得た額

1 法人職員から引き続き役員となった者の退職手当

一般教職員が引き続き役員となった場合の退職手当は、次の額を合計した額とする。

(1) 役員の在職期間を基礎として、上記の規定により計算した額

(2) 一般教職員としての期間と、教職員として最後に受けることとなった給料の月額を基礎として、一般教職員に適用する退職手当規程により計算した額

2 兵庫県職員から引き続き役員となった者の退職手当

兵庫県職員が引き続き役員となった場合の退職手当は、法人職員から引き続き役員となった者の退職手当算出方法に準じる。